

月報私学

7

2015

Vol.211



自然と調和した3万坪のキャンパス全景（左下）、世界ラリー選手権（WRC）に参戦し、より実践的な授業を展開（左上から、整備後のWRC参戦車両と女子学生、第一実習場、完走しゴールランプ上で喜びの声をあげる学生たち）日本庭園で野鴨と憩う（右中）、文化記念講堂のモニュメントに集う（右下）。
写真提供：学校法人 高山短期大学（岐阜県高山市）

CONTENTS

- 平成27年度 私立大学等経常費補助金 配分方法の主な変更点…………… 2
- 平成26年度版 自己診断チェックリストをご活用ください…………… 4
- 受配者指定寄付金のご案内ー制度の特徴と事務の流れー…………… 6
- 平成27年度 私学リーダーズセミナー・私学スタッフセミナーの開催…………… 8
- 被用者年金制度の一元化に伴う 新システムへの移行期間は電算処理が制限されます／
「私学ねんきんメール」が変わります…………… 9
- 標準給与の定時決定2／後期高齢者の住所届……………10
- 海外診療／災害にあったとき……………11
- 契約施設・バカンスクーポンと長距離フェリーの割引利用……………12
- 私学事業団の直営宿泊施設／私学メンバーズカード受付中……………13
- I N F O R M A T I O N……………14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内……………16

平成27年度 私立大学等経常費補助金 配分方法の主な変更点

平成27年度私立大学等経常費補助金の算定に当たり、配分方法等の一部を見直します。

主な変更点は次のとおりです。

私立大学等改革総合支援事業

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対する支援を強化するため、経常費（一般補助・特別補助）・設備費・施設費を一体的に支援します。

本年度は、タイプごとの選定率のバランスを考慮し、タイプ3と4の支援対象校数を見直します（タイプ3 50校↓75校、タイプ4 100校↓75校）。

◆当該支援事業の対象校は、次の1～4のタイプごとに、その取り組み状況に応じて選定します。一大学等が複数のタイプに申請することも可能です。

1 「教育の質的転換」 (300校)

全学的な体制での教育の質的転換に取り組む大学等を支援します。

2 「地域発展」 (150校)

地域社会貢献、社会人受け入れ、生涯学習機能の強化等に取り組む大学等を支援します。

を支援します。

3 「産業界・他大学等との連携」 (75校)

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究に取り組む大学等を支援します。

4 「グローバル化」 (75校)

大学等の国際化推進に関するビジョン・方針が策定され、語学教育強化、国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化に取り組む大学等を支援します。

◆当該支援事業に選定された大学等には、一般補助及び特別補助において、次のとおり増額します。

一般補助

増額上限額を設定のうえ、「教育研究経常費」（教員経費・学生経費）の10％程度に相当する額を増額します。

特別補助

タイプごとに調査票の点数に応じた一定額を増額します。

一般補助

1 研究旅費の範囲の拡大

移動手段の多様化に対応するため、

補助対象である経常的経費のうち、研究旅費の対象経費に車賃（バスだけでなく、公共交通機関がない場所へ移動する場合のタクシーなどの実費も含みます）を追加します。

2 ポスト・ドクター（PD）及び研究支援者の要件緩和

社会人を経て研究者を目指すなど、研究者への進路多様化を踏まえ、取り扱いを緩和します。

対象要件のうち、年齢に関する要件（ポスト・ドクターは採用初年度4月1日現在で満35歳未満、研究支援者は当該年度4月1日現在で満35歳以上）を廃止します。

3 年金一元化後の長期給付掛金の補助金上の取り扱い

27年10月の被用者年金制度の一元化により、現行の長期給付掛金が、厚生年金保険料と退職等年金給付掛金に分かれますが、いずれも補助対象経費として取り扱います。

4 情報の公表状況による傾斜配分の強化

相当数の法人において情報の公表が実施されている状況を踏まえ、未実施の法人に対して公表を促す観点から、取り扱いを厳格化します。

「教育研究上の基礎的な情報」「修学上の情報等」「財務情報」の区分にお

いて、補正率を現行の3倍に強化します。これにより、各区分において現行で最大マイナス5%となっていた補正率が最大マイナス15%となります。

特別補助

1 成長力強化に貢献する質の高い教育

○就職支援・就業力育成の充実【評価項目変更】

地方への就労に関する取り組みを積極的に進める大学等を支援するため、評価項目を見直し、地方企業等への就職率など新たに4つの項目を設けました。

2 社会人の組織的な受入れ

○社会人の受入れ環境整備【算定方法変更】

現行の算定方法である「取組数」×「単価」に「調整率」を乗じることとし、過去3年平均比での社会人学生増加率に応じた加算措置を設けました。また、対象となる取り組み内容を見直しました。

3 大学院等の機能の高度化

①大学院における研究の充実【評価項目変更】

補助金額の調整率の算出に使用する女性研究者支援の取り組みについて、対象となる項目を見直しました。

②戦略的研究基盤形成支援【選定対象新設】

「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」として文部科学大臣の指定を受ける事業に「地方等強化枠」が新設されます。「地方等強化枠」の対象は、三大都市圏（過疎地域は除きます）外に所在する大学・研究拠点、又は収容定員8000人未満の中小規模の大学となります。

③法科大学院支援【算定方法変更】

「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」（平成25年11月11日文科省決定）を踏まえ、算定方法を見直します。

従来は公的支援の見直し対象となつた特定の大学院に対してのみ減額調整を実施していましたが、すべての法科大学院に対して加減算を行うこととなりました。加減算は司法試験の合格率等の指標により、5つの類型に分類し、たうえで行います。

なお、補助金額の調整率に使用する指標を見直し、現行の指標のうち、5つの類型分類で使用される指標に類似するものを除外しました。

4 経営強化等支援

○経営強化集中支援【新規項目】

18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の

集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、集中的に支援します。

対象期間は27～32年度までで、毎年度新たに選定し直す方式となります。選定・配分は、経営改革に向けた取り組み（経営の新陳代謝）を点数化し、獲得点数の多寡等に応じた傾斜配分を行います。

支援対象校は、地方の中小規模私立大学等とし、東京・千葉・埼玉・神奈川県・愛知・京都・大阪・兵庫（過疎地域は除きます）以外の道県に所在し、かつ収容定員が2000人以下であることが条件となります。また、管理運営不適正等、情報公開の実施状況等により不交付・減額等の措置を受ける大学等は対象外となります。

昨年度まで実施していた、学校規模の適正化等により経営改善に取り組む大学等への支援、持続的な大学改革を支える職員育成に取り組む大学等への支援、教学改革推進のためのシステム構築及びインスティトゥーショナル・リサーチチャーなど高度専門職の育成にかかる取り組みを行う大学等への支援については、新規募集は行わず、継続分についてのみ、引き続き支援します。

— 震災対応 —

1 東日本大震災に伴う配分上の配慮

26年度に講じた東日本大震災に伴う配分上の配慮事項については、今年度

も継続します。

○震災の影響による学生数に関する取り扱い【対象地域変更】

対象地域を、現行の特定被災区域から、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）に変更します。

被災3県に設置されている学部等が収容定員充足率50%以下となった場合でも、補助金交付の対象となります。

また、定員割れ学部等についても、収容定員充足状況に応じた補助金の算定にあたり、22年度の増減率を下限とする取り扱いを「特定被災区域」から「被災3県」に設置されている学部等とします。

2 東日本大震災にかかる支援

東日本大震災により被災した学生を対象とした授業料減免等を行っている大学等や、被災地域の大学等における安定的継続的な教育環境の整備への支援とともに、福島県内の大学等に対する支援を継続します。

①授業料減免事業等支援経費（震災分）【要件追加】

被災3県以外に所在する大学等については、従来の要件に家計基準を追加します。

対象学生の選考基準等を明記した規定等を整備し、授業料減免事業等を実施している場合に、事業費の3分の2を上限に引き続き支援を行います。

②被災私立大学等復興特別補助

被災3県（岩手県・宮城県・福島県）に所在する大学等に対して、安定的・継続的な教育研究環境の保障を図るための取り組みに対する支援を引き続き実施します。

震災前より入学者数が減少している福島県内の大学等については、次のとおりの支援を継続します。

- ・ 学生1人当たり10万円を増額
- ・ 外国人留学生1人当たり3万円を増額
- ・ 外部リソースを活用した魅力ある教育プログラムについて、所要経費の4分の3を支援
- ・ 大学の安全性等を広報するための学生募集経費について、所要経費を支援

問い合わせ先（私学振興事業本部）
 助成部 補助金課
 私立大学等改革総合支援事業
 ☎03(3230)7295・7296
 一般補助
 ☎03(3230)7300～7302
 ・7313
 7306～7308
 特別補助
 ☎03(3230)7303～7305
 7309～7312
 Eメール hojokin@shigaku.go.jp

平成26年度版

自己診断チェックリストをご活用ください

はじめに

「自己診断チェックリスト」は、学校法人が自ら経営上の問題を早期に見し、自主的な改善努力を行うために開発されたツールです。平成26年度版を私学事業団ホームページ（助成業務のご案内）▼経営支援・情報提供▼「自己診断チェックリスト平成26年度版」に掲載していますので、ご活用ください。

自己診断チェックリストの構成

本チェックリストは、「大学・短期大学編」と「高等学校編」の2種類があり、各編とも内容は財務比率等の数値データによる定量的なチェックを目的とした「財務比率等に関するチェックリスト」と法人の組織体制等についての定性的なチェックを行う「管理運営等に関するチェックリスト」の2部構成となっています。

本号では、主に「高等学校編」を使用をご紹介します。

財務比率等に関するチェックリスト

①概要

「財務比率等に関するチェックリスト」は、学校法人全体を「法人全体」で、設置する学校を「学校単位」で、チェックします。それぞれでチェックすることにより各学校が法人全体の収支にどの程度影響を与えているか、また、収支を構成する要素（人数、単価等）のどこに問題があるかが把握できます。

法人全体では、表1のとおり、4区分9項目のチェック項目を設定しています。学校単位は「消費収支状況」「生徒（学生）数関係」「教職員関係」「経費関係」の4区分16項目（大学・短期大学編は18項目）のチェック項目を設定しています。エクセル版にある「法人入力シート」「学校入力シート」の各項目に決算値等のデータを入力すると、法人と学校の数値が算出され、算出した数値を、チェックリストの各項目の説明文や参考資料等にある階層区分を基に評価します。

なお、高等学校編「法人全体」では高等学校を設置している学校法人のうち、大学・短期大学を設置する法人を除いた法人（高等学校法人）を対象とします。

②評価の観点

各チェック項目は次の3つの観点か

表1 財務比率等に関するチェックリスト項目（高等学校編・法人全体）

区分	チェック項目	チェック内容
I 消費収支状況	1 帰属収支差額比率(*)	収支状況はどうか（損益ベース）
	2 人件費比率(*)	収入に対して人件費はバランスがとれているか
	3 補正人件費依存率	
II 資金収支状況	4 教育研究活動収支差額比率(*)	収支状況はどうか（キャッシュベース）
III 運用資産状況	5 積立率(*)	安定的に経営を行う上で保有すべき資産を備えているか
	6 運用資産超過額対教育研究CF比(年)	
	7 運用資産対教育研究CF比(年)	
IV 外部負債状況	8 流動比率(*)	短期的な支払い能力はどの程度か
	9 外部負債超過額対教育研究CF比(年)	過大な借入金等の外部負債を抱えていないか

(*)はレーダーチャートで使用する項目です。

趨勢評価 4年前と比較した現在の数値が改善したか否かをA～Eの5段階で評価します。

なお、絶対・相対・趨勢の各評価を行う際には便利な「評価早見表」（次頁別表参照）をご利用ください。

例【帰属収支差額比率】（次頁表2参照）
帰属収支差額比率は、学校法人の帰属収入（負債とならない収入）から消費支出を差し引いた差額（帰属収支差額）が、帰属収入全体の何%にあたるかを見る比率であり、学校法人の収支状況を見る最も基本的な比率です。

絶対評価は原則各学校法人で目標値を設定することが望ましいですが、直近5か年の全国の高等学校法人の帰属収入に対する基本金組入額の割合は8・5～11・2%であることから、それに相当する程度の10%以上の帰属収支差額比率が必要と考え、評価の基準としています。表2の場合、25年度が8・8%なので、「直近年度は0%以上10%未満」のCとなります。相対評価は、25年度の数値が第8階層であることから、B+となります。趨勢評価は21年度から25年度にかけて4・5ポイント増加していますので、「2・5ポイント以上増加」のBとなります。

絶対評価の10%以上は未達成ですが、年々、比率は改善し、相対評価では上位に位置していることがわかります。三つの評価を組み合わせることで、

ら多角的に評価をすることができます（次頁表2参照）。

絶対評価 指標ごとの適正値や法人自ら設定した目標値等を基に、その達成度をA～Eの5段階で評価します。法人の経営戦略や、学科系統別・都道府県別（学部等系統別）の平均値等を参考に、目標値を設定した上で評価を行うことが望ましいですが、項目によっては、具体例として目標値や考え方を示しています。

相対評価 全対象法人の中での法人・学校の位置をA+～E-の10段階で評価します。

表2 財務比率等に関するチェックリスト(高等学校編・法人全体)より抜粋

(単位:百万円)

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	増減 H25-H21	伸び率 増減/H21	絶対評価	相対評価	趨勢評価	
											c/a
1 帰属収支差額比率	c/a	4.3%	5.5%	6.9%	8.9%	8.8%	4.5%	104.7%	C	B+	B
帰属収入 (資産売却差額等臨時的な要素を除く)	a	449	510	548	511	545	96	21.5%			
消費支出 (資産処分差額等臨時的な要素を除く)	b	430	482	510	466	497	67	15.7%			
帰属収支差額	c=a-b	19	28	38	46	48	29	152.4%			

例えば相対評価が低く、同様に趨勢評価も低い場合、他の法人と比較して改善すべき収支科目は何か、またその悪化した要因は何かを、これ以降の財務比率の項目や学校単位の生徒(学生)数、教職員数等から分析することによってその原因と改善すべき点を把握

別表 評価早見表

	E		D		C		B		A	
	(E-)	(E+)	(D-)	(D+)	(C-)	(C+)	(B-)	(B+)	(A-)	(A+)
絶対評価	0%未満が連続		直近年度は0%未満		直近年度は0%以上10%未満		直近年度は10%以上		10%以上を安定的に維持	
相対評価	第1階層 ~-12.5	第2階層 -12.4~-5.6	第3階層 -5.5~-1.8	第4階層 -1.7~-0.4	第5階層 0.5~2.7	第6階層 2.8~5.4	第7階層 6.5~9.1	第8階層 8.2~10.9	第9階層 11.0~15.4	第10階層 15.5~
趨勢評価	5ポイント以上減少		2.5ポイント以上減少		2.5~△2.5ポイント増減		2.5ポイント以上増加		5ポイント以上増加	

図 レーダーチャートによる評価の事例(高等学校編・法人全体)



することができま。③レーダーチャートによる総合評価財務比率等に関するチェックリストのうち、特に重要な項目を基に、レーダーチャートを活用した総合評価を行うことができます(図参照)。法人全体と学校ごとの2種類があり、いずれのレーダーチャートも5点を結んだ図形の面積が大きいほど経営状況が良いことを示します。逆に図形が広がりにつけていたり、いびつな場合は当該項目に問題があると考えられるため、原因を分析し、改善策を検討する必要があります。図のレーダーチャートでは、フロアの評価である①帰属収支差額比率②人件費比率③教育研究活動収支差額比率は、

管理運営等に関するチェックリスト

「管理運営等に関するチェックリスト」は、法人運営に当たりポイントとなる定性的な項目として、「経営理念と戦略の策定」「ガバナンスの確立」「組織運営の円滑化」「危機管理体制の構築」「財務体質の改善」「教学内容の改善」「生徒(学生)への支援」「情報公開と地域貢献」の8区分50項目を設定しています。法人種別により実施すべき内容が異なる場合があります。「大学・短期大学編」と「高等学校編」では項目内容を変えています。法人の実情に照らし、該当する項目に「○」、しないものに「×」をつけて評価します。

まとめ

自己診断チェックリストで挙げられ

ている項目と内容は、一つの参考例です。分析に当たっては、適宜、修正・追加し、さらに法人の実態にあった形に変更するとより効果的です。現在、特に財務上大きな問題がなくとも、将来的に収支を悪化させる要因が内在している場合がありますので、「財務比率等に関するチェックリスト」でDやEがついた項目や「管理運営等に関するチェックリスト」で「○」がつかなかった項目については、原因や問題点を分析し、法人内での共通理解のもと、学園一体となった経営改善につなげていただけるよう、ご活用ください。なお、より詳しい使い方やチェック後の対応、活用については「自己診断チェックリストの活用方法」として26年度版より「大学・短期大学編」に加え、「高等学校編」を新たにホームページに掲載しています。また、本事業団では、学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び情報の提供を行っています。詳しくは私学事業団ホームページ(助成業務のご案内)▼経営支援・情報提供▼「私学経営情報センターが行うサービスのご案内」をご覧ください。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営情報センター 経営支援室
☎03(32230)7829・7831
Eメール shien@shigaku.go.jp

受配者指定寄付金のご案内

制度の特徴と事務の流れ

私学事業団が行う受配者指定寄付金とは、私立学校の教育研究の発展に寄与するため、寄付者が学校法人を指定し、本事業団を通じて寄付をしていたく制度です。

制度の創設以来、大変多くの学校法人にご利用いただいております。平成26年度には8013件、209億円の寄付金を受け入れました。近年の受け入れ状況は図1のとおりです。

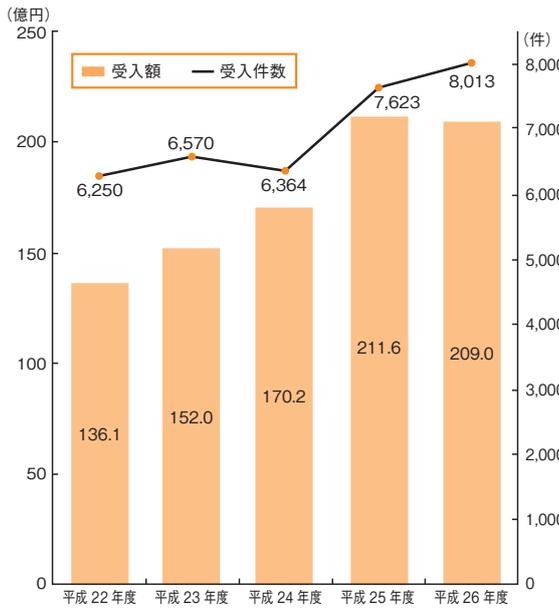
I 税制上の優遇措置

受配者指定寄付金を利用すると、寄

II 対象となる事業

受配者指定寄付金の対象となる事業は、学校法人が設置する学校（幼保連携型認定こども園を含みます）及び専修学校（授業時間数が2000時間以上の高等課程又は1700時間以上の専門課程を設置するものに限ります）が行う、教育もしくは研究に必要な費用又は基金に充てるために実施する次の事業です。

図1 受配者指定寄付金 受け入れ状況（直近5年間）



- ① 教育研究に要する経常的経費
- ② 寄附講座等基金（注）
- ③ 教育研究基金（注）
- ④ 敷地、校舎その他附属設備の取得費
- ⑤ ①及び④に要した借入金金の返済費用

表 学校法人等に対する寄付にかかる優遇措置一覧

寄付の受け手	寄附者	法人	個人
学校法人（私立学校）	受配者指定寄付金	寄付金の全額が損金算入できる	〔所得控除額〕 = 寄付金額（総所得金額等の40%が上限）- 2千円
	特定公益増進法人（注1）	〔損金算入限度額〕 = (資本等の金額 × 0.375% + 当該年度所得 × 6.25%) × 1/2 ○限度額を超える金額は、その他の法人等への寄付として損金算入ができる	同上
	一定の要件を満たした学校法人（注2）		〔所得控除額〕 = 寄付金額（総所得金額等の40%が上限）- 2千円 又は 〔税控除額〕 = [寄付金額 - 2千円] × 40%（所得税額の25%が限度）
	国立大学法人（国・地方公共団体）	寄付金の全額が損金算入できる	〔所得控除額〕 = 寄付金額（総所得金額等の40%が上限）- 2千円
	その他の法人等	〔一般の損金算入限度額〕 = (資本等の金額 × 0.25% + 当該年度所得 × 2.5%) × 1/4	所得控除は認められない

(注1)：「特定公益増進法人」である証明を所轄庁より受ける必要があります。
 (注2)：租税特別措置法施行令第26条の28の2第2号に定められた要件を満たすものとして所轄庁の証明を受ける必要があります。

（注）基金には、「取崩し型基金」を含みます。

- 2 既設学校法人が新たに学校等（学部、学科等）を設置するための事業
- ① 敷地、校舎その他附属設備の取得費
- ② 初年度経常経費

※①②とも寄附行為変更認可が必要
 です。

なお、新たに学校法人を設立し、学校等を設置するための寄付金は、財務省が直接審査（個別指定）をするため、本事業団では取り扱っていませんので、ご注意ください。

III 取扱要件

- 寄付者からの寄付を受配者指定寄付金として学校法人が本事業団から配付を受けるためには、次の要件をすべて満たす必要があります。
- 1 広く一般に募集され、次のいずれの要件をも満たし、公益性の観点から問題がないこと
 - ① 寄付者が寄付により特別な利益を受けていないこと（寄付者名を付した施設・設備、寄附講座等は特別の利益を受けるものには該当しません）
 - ② 寄付者が税制上の不当な軽減を企図したものではないこと
 - ③ 寄付者の子弟等の入学に関するものではないこと
 - 2 教育の振興その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること
 - 3 税制上の優遇措置を必要としない者からの寄付金でないこと
 - 4 すでに終了している事業に充てる寄付金でないこと
 - 5 原則として、一口の寄付金額が2000円以上であること
 - 6 「II 対象となる事業」に掲げる事業のための寄付金であること（収益事業などに充てることはできません）

IV 事務の流れ

受配者指定寄付金にかかる事務の流れは次のとおりです。図2と併せてご覧ください。なお、手続きに必要な書類は私学事業団のホームページからダウンロードできます。

1 ご利用に当たって

本制度を初めて利用する場合は、「受配者指定寄付金連絡票」を本事業団宛てに提出してください。提出後、本事業団から寄付金の振り込みの際必要となる銀行名や口座番号などがあらかじめ記載された「振込依頼書」を送付します。

2 募金開始

受配者指定寄付金として取り扱う寄付金の募集を開始します。学校法人は、寄付を申し出た企業・法人等に「寄付申込書」の作成・提出を依頼してください。

3 本事業団の指定銀行口座への振り込み

原則として、寄付金は、学校法人が預り金として受け取り、取りまとめため本事業団に振り込んでください。なお、寄付者が直接本事業団へ振り込む方法もあります。

4 寄付金の受け入れに必要な書類の提出

本事業団に寄付金を振り込む際、学校法人は寄付者から提出された「寄付申込書」を取りまとめ、次の書類（様式指定）を本事業団宛てに提出してください。

① 「寄付申込書」

② 「受配者指定寄付金に係る確認書」

※②は、寄付金額が1000万円を

超える場合のみ提出

③ 「寄付金振込報告書」

④ 「寄付者名および寄付金額一覧」

※寄付者から直接本事業団に振り込む場合は③及び④は不要

5 「寄付金受領書」の受け取り

本事業団は、寄付金の入金や「寄付申込書」等提出書類の確認を行い、寄付者への領収書となる「寄付金受領書」を発行し、学校法人宛てに送付します。学校法人から寄付者にお渡しください。

なお、寄付金受領書の日付は本事業団に振り込まれた日付となりますので、ご注意ください。

6 寄付金の配付申請

事業への支払い等に応じ、学校法人が寄付金を必要とするときは、寄付事業、資金計画等を記載した「寄付金配付申請書」、「寄付事業の概要」及び事業にかかる根拠資料を本事業団宛てに提出してください。

なお、配付申請書は毎月提出期限を設けています。

7 寄付金の配付

本事業団は、提出された「寄付金配付申請書」等に基づき事業内容等の審査を行い、寄付金の配付を決定します。

配付決定後は、「寄付金配付決定通知書」を学校法人宛てに送付し、配付決定額を本事業団から学校法人の口座へ振り込みます。

8 実績報告書等の提出

寄付金の配付を受けた年度の決算終

了後に「寄付金に係る事業の実績報告書」、「寄付金に係る事業の報告書」及び事業にかかる根拠資料を本事業団宛てにご提出いただきます。

なお、実績報告書等の提出については6月頃に文書でご案内します。

9 寄付金確定通知書の送付

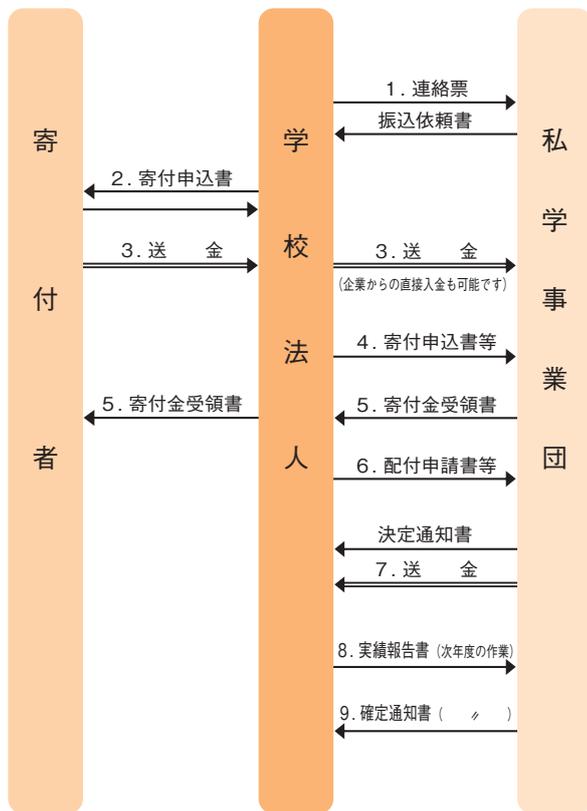
本事業団は、実績報告を確認した後寄付事業を確定し、「寄付金確定通知書」を学校法人宛てに送付します。

東日本大震災で被災された私立学校の復興のための事業もこの制度を利用して寄付を受けることができます。

V 寄付金システムのご案内

本事業団「学校法人ポータルサイ

図2 受配者指定寄付金の事務の流れ



各様式はホームページからダウンロードできます

お問い合わせ先 (私学振興事業本部)
 助成部 寄付金課
 ☎ 03(3230)7317・7318
 Eメール kifukin@shingaku.go.jp

受配者指定寄付金の詳細は、私学事業団ホームページ「助成業務のご案内」
 ▼寄付金 ▼受配者指定寄付金 ▼受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」又は冊子『寄付金事務の手引』をご覧ください。

「ト」内の「寄付金システム」では、寄付金の本事業団への入金情報、寄付金受領書送付情報、配付申請情報を学校法人のパソコンから確認することができます。ぜひご利用ください。

平成27年度 私学リーダーズセミナー・私学スタッフセミナーの開催

近年、学校法人においては、安定的な財政基盤の確保や、教育研究の質の向上が喫緊の課題となっており、財政運営と教学の一体改革に取り組むことが何より必要となっています。私学事業団では経営支援の一環として、学校法人のリーダーと若手職員それぞれを対象としたセミナーを、昨年度に引き続き開催いたします。

私学リーダーズセミナー

昨年度と同様に、大学編と短期大学編に分けて開催します。

大学編では、大学の学長又は副学長を対象に、ガバナンス改革に伴うリーダーシップの確立や副学長の役割等をテーマにしています。

短期大学編は、短期大学の活性化を図るため、特色ある取り組み事例の紹介や、短期大学の現状などがテーマです。また、今後の対応策の検討を事業団職員とともに行う個別法人分析会や、より専門的な相談に応じるため、事業団に登録されている会計士等による専門家相談会も同時に実施します。

○参加費 大学編2万円

短期大学編2万5000円
○申込締め切り日 7月15日(水)

問い合わせ先(私学振興事業本部)

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230)7838・7850

私学スタッフセミナー

大学改革を継続していくためには、職員力が重要となります。将来、学校経営の中枢を担う若手職員を対象に、職員の能力開発を促進し、魅力向上を目指す大学改革に向けた意欲形成を図ることを目的として、「私学スタッフセミナー」を開催します。

本セミナーでは、高等教育政策、大学経営のための基礎知識、大学関係者による大学職員の心得等を学び、グループワーク形式で実践的な研修を行います。

○参加費 5万円

○申込締め切り日 7月8日(水)

問い合わせ先(私学振興事業本部)

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230)7849・7851

Eメール(セミナー共通)

center@shigaku.go.jp

私学リーダーズセミナー

大学編

場所・日時：京都ガーデンパレス 平成27年12月4日
対象：大学の学長又は副学長
定員：60名

時間	内容等
9:50	開会
10:00~	講演：私学事業団職員
11:00~	講演：北山禎介氏（(株)三井住友銀行取締役会長、中央教育審議会会長）
13:00~	講演：永田恭介氏（筑波大学学長、中央教育審議会大学分科会分科会長）
14:45~	意見交換会
16:00~	名刺交換会（懇親会）（17:30終了）

短期大学編

場所・日時：名古屋ガーデンパレス 平成27年11月19日・20日
対象：短期大学を設置する法人の理事長又は理事、短期大学の学長又は副学長
定員：20名

○1日目

時間	内容等
10:30	開会
10:40~	講演「私学事業団の業務概要」
12:30~	講演「財務分析と学校法人会計基準改正」
13:40~	講演「短期大学が置かれた現状」
15:20~	個別法人分析会*1 専門家相談会*2
17:00~	名刺交換会（懇親会）

*1 50分入替え制（経営相談） *2 希望法人のみ

○2日目

時間	内容等
9:30~	講演：中島恭一氏（富山短期大学学長） 安達哲夫氏（富山短期大学副学長）
11:10~	講演：安部恵美子氏（長崎短期大学学長）
13:40~	意見交換会
14:55	閉会

私学スタッフセミナー

場所・日時：①箱根 対岳荘 平成27年9月16日～18日
②広島ガーデンパレス 平成27年10月21日～23日
対象：32歳以下かつ入職3年日以降の大学・短期大学職員
定員：各法人1名とし、各会場24法人

○1日目

時間	内容等
13:00~	開会・オリエンテーション
14:10~	講演「私学事業団の業務概要」
15:00~	講演「学校法人会計基準」
16:00~	講演「財務分析と経営計画」
17:00~	講演「大学職員の心得」
19:00~	懇親会

○2日目

時間	内容等
9:10~	講演「私学行政と大学改革の現状」
11:00~	講演「私立学校法解説」
13:10~	グループワークⅠ
15:30~	グループワークⅡ
18:50~	グループワークⅢ

○3日目

時間	内容等
8:30~	ディベート
11:10~	修了証書授与・表彰・閉会（12:35予定）



被用者年金制度の一元化に伴う

新システムへの移行期間は電算処理が制限されます

私学事業団では、平成27年9月12日から23日までの間に、平成27年10月の被用者年金制度の一元化に伴う新システムへの移行を行います。

新システムへの移行は、これまでの共済年金としての決定や支給を厚生年金の決定や支給へ切り替えることをはじめ、日本年金機構等との情報連携を行うためのシステム切り替えなど、大規模なものになります。

移行後の新システムを問題なく稼働させるため、前記の移行期間を確保する必要があります。一部電算処理の制限（加入者資格の得喪、給与・賞与の処理や年金決定等にかかる処理の凍結）を実施させていただきます。

この新システムへの移行期間においては、資格の取得・喪失等や年金の決定・支払い等にかかる電算処理を行うことが出来ないため、各届書を受け付けてからの処理期間が標準的な処理期間より長くなる場合があります。

関係者の皆様には、大変ご迷惑をおかけすることになりますが、何卒ご理解とご協力をお願いします。

【想定される主な影響等】
資格取得にかかる「加入者証」の交付の遅延

新システム移行に伴い、電算処理が制限されている間、加入者番号の付番（決定）ができないため、学校法人等において「療養資格証明書」を発行することはできません。



医療機関の窓口で、一旦医療費を全額自己負担していただき、後日、療養費の請求をお願いします。

請求書は、私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」からダウンロードできます。



共済業務

「私学ねんきんメール」が変わります

平成27年12月から

「ねんきん定期便」を送付します

広報相談センター相談班



私学事業団では、加入者の59歳の誕生日に学校法人等を経由して、私学共済の加入者期間等を記載した「私学ねんきんメール」を送付しています。
27年12月からは、被用者年金制度の一元化に伴い、次の対象者に「ねんきん定期便」を学校法人等を経由してお送りすることになります。

対象者

- ① 35歳、45歳及び59歳の加入者
- ② それ以外の加入者
(簡易版を毎年通知)

また、27年10月及び11月に59歳の誕生日を迎える加入者に対しては、通常の9月生まれの加入者と一緒に「私学ねんきんメール」を送付します。該当加入者への配付をよろしく願います。

※表を参照し、送付物・送付月等をご確認ください。

表<<「私学ねんきんメール」及び「ねんきん定期便」送付予定>>

誕生日	9月生	10月生	11月生	12月生	1月生
項目	59歳該当者			上記①②該当者	
送付物	私学ねんきんメール			ねんきん定期便	
送付月	9月			12月	1月

基礎届書の提出はお済みですか？

標準給与の定時決定2

業務部 資格課

6月中旬に学校法人等に送付した「標準給与基礎届書」(以下「基礎届書」といいます)は、9月以降の掛金だけでなく、給付金や将来の年金の算定基礎となる標準給与の月額を決定する大切なものです。正確に記入し、期限内に必ず提出してください。

提出期限 7月10日(金)

提出先 私学事業団

業務部 資格課

基礎届書の対象者や提出方法については、本誌6月号で詳しくお知らせしましたので、今回は「基礎届書」を受け取った後に資格事項や標準給与に異動があった場合などの注意点をお知らせします。

資格事項に異動があったとき

①資格喪失したとき

「基礎届書」には平成27年5月31日以前に資格取得し、6月1日現在で加入者として確認している人を記載しています。「基礎届書」に記載されている加入者が退職などにより資格喪失し

たときは、「基礎届書」の該当者の備考欄に資格喪失年月日を記入し、該当者を二重線で抹消してください。なお、資格喪失報告書が未提出の場合は至急提出してください。

②遡及して資格取得を報告したとき

5月31日以前に遡って資格取得が確認された加入者については、別途、「基礎届書」を送付しますので、先に届いた「基礎届書」には追記しないでください。

③遡及して所属学校を変更したとき

5月31日以前に遡って所属学校の変更をした場合は、前任校の加入者番号で基礎届書の確認ができるため、後任校に改めて「基礎届書」は送付しません。そのまま前任校の基礎届書で提出してください。

遡ってベース改定

(ベースアップ等)をした場合

①6月までに差額が支給されたとき

は、改定後の給与で報告してください。

②7月以降に差額が支給される場合は、改定前の給与を報告してください。

提出後に

給与額を訂正する場合

①提出後に給与月額の記載誤りが判明したときは、誤って記入した加入者分のみ訂正理由を記入した文書(任意の書式)を添えて「基礎届書」を、8月18日(火)までに【必着】で再提出してください(「基礎届書」の上部余白に「訂正分」と朱書きしてください)。

②①の期限後に給与月額の記載誤りが判明したときは、「給与訂正申出書」を提出してください。

③磁気媒体で報告した場合も、前記①及び②と同様です。(再度磁気媒体で報告されますとデータに支障をきたす場合があります)。

※「基礎届書」及び「給与訂正申出書」は私学共済ホームページ(様式用紙等のダウンロード)からダウンロードするか、業務部資格課まで請求してください。

その他の注意事項

①固定的給与に変動があり、標準給与の月額が2等級以上増減したときは、別途「標準給与改定届書」を提出してください。

②「基礎届書」の記載内容に誤りがあったとしても、「基礎届書」は訂正しないでください。氏名・生年月日を訂正する場合は「加入者異動報告書」を提出してください。

③年平均額による保険者決定の要件に該当し本人が希望する場合は、申立書や同意書等の提出も必要となります。

④「基礎届書」の記載に当たっては、「基礎届書」と一緒に送付した通知文「平成27年標準給与の定時決定の実施について」を参照してください。

確認通知書の送付

「基礎届書」に基づき決定された標準給与については9月中旬に「確認通知書(2)」を送付します。

後期高齢者の住所届

業務部 資格課

被扶養者が75歳の誕生日を迎えると「後期高齢者医療制度」の被保険者となり、新たに保険料の負担が生じます。保険料の軽減措置が適用されるため、法律に基づき被扶養者の住所情報を広域連合へ提供しています。

提供する住所は、私学事業団へ届け出ている加入者の住所であるため、被扶養者だった人と加入者の住所が異なる場合は「後期高齢者医療制度住所届」(以下「住所届」といいます)を忘れずに提出してください。

※「住所届」は、75歳誕生日の前月に送付する事前連絡書に同封しているほか、私学共済ホームページからダウンロードできます。

海外診療

海外旅行には「海外診療報酬(医科・歯科) 明細書」を持参しましょう

業務部 短期給付課

海外では加入者証等が使用できないため、緊急を要し、やむを得ず現地の医療機関を受診したときは医療費を全額支払うことになります。このような場合は、後日療養費・家族療養費を請求することができます。

請求に当たっては、「海外診療報酬(医科・歯科) 明細書」の提出が必要になりますので、海外へ出かける際には持参してください。

なお、治療目的の渡航や現地での健康診断については支給対象となりません。

支給額の算定

海外で受診した場合、治療にかかった金額がそのまま療養費の支給額に反映されるわけではありません。診療内容を国内での保険診療の基準に置き換えて算定し支給します。

このため、実際に海外で支払った金額より支給額が大幅に少なくなる場合があります(支給額が10分の1以下になることもあります)。

請求方法

次の書類を医療機関別、入院・外来別、受診した月別に分けて、学校法人等を経由して(任意継続加入者は直接)提出してください。

①療養費・家族療養費等請求書

発病又は負傷の原因、加入者証を使用できなかった理由として具体的な渡航目的(留学・出張・観光など)を必ず記入してください。

出張中のケガ等については労災保険の適用になる場合があります。

②海外診療報酬(医科・歯科) 明細書
現地で診療した医師から詳しい診療内容の証明を暦月ごとに受けてください。

記入内容は必ず邦訳し、邦訳者の氏名及び住所を記入してください。

③外国診療記録書

国名、診療年月日、具体的な診療内容、支払金額及び通貨単位を詳しく記入してください。

④領収書(原本)

受診した医療機関発行の原本を添付してください。

※海外診療報酬明細書の邦訳を作成する際に、記載内容の漏れや領収書の額との不一致がないかよく確認してください。邦訳に記載のない診療や費用は、給付額の計算に反映されません。
※①～③の用紙は私学共済ホームページ(様式用紙等のダウンロード)からダウンロードできます。

時効

給付を受ける権利は、医療機関に医療費を支払った日の翌日から2年で消滅します。請求漏れのないようご注意ください。

災害にあつたとき

◆災害見舞金

業務部 短期給付課

加入者やその被扶養者(任意継続加入者を含みます)が、台風や水害、火事などの非常災害により、住居や家財に5分の1以上の損害を受けたときは、災害見舞金や災害見舞金付加金が請求できます。

【請求方法】

「災害見舞金・災害見舞金付加金請求書」に「災害状況明細書」を添えて請求してください。

災害見舞金請求書の証明欄に市区町村長、消防署長又は警察署長の証明を受けるか、災の程度が明記された「災証明書」を必ず添付してください。

また、「災害状況明細書」により支給額を算出しますので、住居・家財の現状や損害の状況をできるだけ詳しく記載してください。

【支給額】

住居又は家財が3分の1以上焼失又は滅失した場合は、損害の程度に応じて標準給与の月額額の0.5～3か月分の災害見舞金と災害見舞金の60%相当額の災害見舞金付加金を、住居又は家財が5分の1以上3分の1未満焼失又は滅失した場合は、標準給与の月額額の

0.5か月分の災害見舞金付加金を支給します。

また、災害見舞金付加金が決定された後には、災害見舞品のカタログを送付しますので、同封の「災害見舞品連絡書」でお申し込みください。

◆災害貸付

福祉部 貸付課

加入者(任意継続加入者を除きます)が、水震火災その他の非常災害を受けたために、資金を必要とするときに貸付けます。

●申し込み資格

加入者期間が引き続き1年以上の人

●貸付額

標準給与の月額額の6か月分相当額の範囲内(限度額200万円)

●貸付利率

年2.00%(平成27年6月現在の特例利率です)

●申し込み手続き

「貸付申込書」及び「借用証書」に、公的機関が発行する、「災証明書」を添付し、学校法人等を経由して申し込みってください。

●申込受付期間

災害発生日以後6か月以内です。

—夏休みにご利用ください— 契約施設・バカンスクーポンと長距離フェリーの割引利用

福祉部 保健課



加入者（任意継続加入者を含みます）とその被扶養者、75歳以上で引き続き私学に勤務している教職員等は、全国の宿泊施設やレジャー施設等で、利用料金の補助・割引を受けることができます。お出かけの際にはぜひご利用ください。

詳しくは「私学共済ブック [2015] [保健・宿泊編]」をご覧ください。（ ）内は「私学共済ブック [2015] [保健・宿泊編]」の該当頁です。

厚生施設・ 健康増進宿泊施設

契約施設を利用するときに補助券が使用できます（私学事業団の直営施設及び一部の施設では使用できません）。補助券は「私学共済ブック [2015] [保健・宿泊編]」の巻末に綴じ込んでありますので、切り取って必要事項を記入のうえ使用してください。

	厚生施設 (P. 126~170)	健康増進宿泊施設 (P. 181~197)
施設内容	遊園地、日帰り温泉、ゴルフ場など	ホテル、旅館、民宿など
利用方法	①予約が必要な施設は直接予約をする。 ②利用施設の受け付けで利用する人全員の「加入者証」「加入者被扶養者証」「加入者資格証」等を提示する。 ③補助券は必要事項を記入し、支払いの際に提出する。	①各宿泊施設へ直接予約をする。 ②利用施設の受付で利用する人全員の「加入者証」「加入者被扶養者証」「加入者資格証」等を提示し、必要事項を記入した補助券を提出する。
補助内容	施設により補助額や使用できる補助券の枚数が異なりますので、「私学共済ブック [2015] [保健・宿泊編]」で確認してください。	・1人1泊につき1枚使用できます。 ・連泊での使用は2泊が限度です。 ・補助額は1枚につき2,000円となります。 ・旅行代理店やインターネットによる予約の場合、補助券が使用できない場合があります。

バカンスクーポンと 長距離フェリーの割引利用

私学事業団の直営宿泊施設や契約施設等に宿泊すると、その旅行に必要なJR乗車券等を割引購入できます。

	バカンスクーポン (JR乗車券の割引) (P. 176~177)	長距離フェリー (対象会社は5社) (P. 177~178)
利用条件	大人2名以上又は大人と子ども併せて2名以上で同一旅程をとること 次のいずれかの施設へ宿泊すること ・私学事業団の直営宿泊施設 (P. 179~180) ・健康増進宿泊施設 (P. 181~197) ・私学事業団が会員契約をしている宿泊施設 (P. 171~174) ・文部科学省共済組合、公立学校共済組合の直営宿泊施設 (P. 198~203) ・購入する取扱旅行会社 (JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、東武トップツアーズ) の協定宿泊施設	大人2名以上で同一旅程をとること
割引率	JR線の普通乗車券が2割引になります。ただし、東海道新幹線を利用又は経由する場合、片道601km未満の場合は1割引です (周遊きっぷなど各種割引きっぷ及び特急券等は対象外)。	旅客運賃と乗用車の航送料金が2割引になります。ただし、一部1割引のフェリー会社 (太平洋フェリー) や区間もあります。
利用方法	①「バカンスクーポン購入申込書」又は「契約保養所システムフェリーきっぷ購入申込書」を私学事業団共済事業本部、各ガーデンパレス (京都を除きます) 共済業務課に請求してください。 ②取扱旅行会社 (JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、東武トップツアーズ) の支店・営業所の窓口で①の申込書と「加入者証」「加入者被扶養者証」「加入者資格証」等を提出し、きっぷを現金で購入してください。	

※旅行中は、「購入申込書 (本人控え)」を必ず携帯してください。

※割引対象外の期間や区間がありますので「私学共済ブック [2015] [保健・宿泊編]」P. 176~178をご覧ください。

※詳しくは取扱旅行会社の支店・営業所にお問い合わせください。

※支払い方法は現金のみになります。

宿泊・婚礼・宴会・会議など多目的にご利用いただける

私学事業団の直営宿泊施設

私学事業団では、加入者の皆さんへの福利厚生を目的として、全国16か所の宿泊施設を運営しています。

ご旅行やお食事会といったプライベートな時間や、出張・会議などのビジネスはもちろん、修学旅行や謝恩会などの各種学校行事など、多目的にご利用いただけます。詳しくは、各宿泊施設にお問い合わせください。

宿…宿泊 婚…婚礼 宴…宴会 会…会議

共済業務

札幌ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011 (261) 5311 (代表) http://www.hotelgp-sapporo.com/	
仙台ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022 (299) 6211 (代表) http://www.hotelgp-sendai.com/	
東京ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03 (3813) 6211 (代表) http://www.hotelgp-tokyo.com/ ※8月8日～16日は、エレベーター改修工事に伴い、全館休館いたします。	
湯河原「敷島館」(しきしまかん)	宿 宴
〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465 (63) 3755	
箱根「対岳荘」(たいがくそう)	宿 宴
〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460 (82) 2094	
鎌倉「あじさい荘」	宿 宴
〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467 (22) 3506	
葉山「相洋閣」(そうようかく)	宿 宴 会
〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎046 (875) 7300	
名古屋ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052 (957) 1022 (代表) http://www.hotelgp-nagoya.com/	
金沢「兼六荘」(けんろくそう)	宿 宴 会
〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076 (232) 1239 http://www.kenrokusou.com/	

志賀高原「やまゆり荘」	宿
〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町志賀高原蓮池 ☎0269 (34) 2102	
軽井沢「すずかる荘」	宿 会
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267 (45) 7311	
京都ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒602-0912 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル 龍前町605番地 ☎075 (411) 0111 (代表) http://www.hotelgp-kyoto.com/	
京都「白河院」(しらかわいん)	宿 宴
〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075 (761) 0201	
大阪ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06 (6396) 6211 (代表) http://www.hotelgp-osaka.com/	
広島ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎082 (262) 1122 (代表) http://www.hotelgp-hiroshima.com/	
福岡ガーデンパレス	宿 宴 会
〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092 (713) 1112 (代表) http://www.hotelgp-fukuoka.com/	

宿泊予約等については、各施設へ直接お電話していただくか、ガーデンパレスのホームページ又は私学共済ホームページ〔しがくのやど〕をご利用ください。

しがくのやど (http://www.shigakukyosai.jp/)

年会費無料 直営宿泊施設の永久利用証を兼ねたクレジットカード

私学メンバーズカード受付中!

- 3ブランドから選べる 空港ラウンジ利用可能
- 海外・国内旅行傷害保険 5,000万円付 ETCスルーカード同時申し込み可能

【お申し込み対象】 ■本会員: 加入者 (任意継続加入者を含む)、年金者 ■家族会員: 加入者等の配偶者

カードは <http://www.resonacard.co.jp/shigaku> 又は、下記インフォメーションデスクで請求できます。

問い合わせ先 **りそなカード インフォメーションデスク** 0120 (559) 197 (9:00~17:00 土・日・祝日を除く) ※電話番号をお間違えないようにお願いします。





共済事業本部
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号が
 確認できるものをお手元にご用意ください。

高齢受給者基準収入額適用申請

70歳以上の高齢受給者が医療機関等で受診する際の一部負担金は原則2割負担(※)ですが、標準給与の月額が28万円以上の場合は3割負担となります。

ただし、3割負担の人の年収が高齢受給者基準収入額適用の条件に該当する場合は、申請により2割負担(※)となります。

6月1日現在3割負担となっている人を対象に、「高齢受給者基準収入額適用申請書」を6月中旬に学校法人等宛てに送付しました(任意継続加入者は自宅宛てに送付)。

該当する場合は、平成26年分の収入額が確認できる「平成27年度所得証明書」を添付し、7月21日(火)までに【**必着**】で提出してください。

なお、高齢受給者基準収入額適用の条件に該当しない場合は、提出の必要はありません。

※昭和19年4月1日以前生まれの人は1割負担です。

【業務部 短期給付課】

「給付金等送金記録のお知らせ」を送付します

平成27年1月～6月までに学校法人等を経由して送金した短期給付金等の内容をとりまとめたお知らせを、7月下旬に加入者住所宛てに直接送付します。

【業務部 短期給付課】

共済定期保険の配当金を送金しました

平成26年度の収支決算の結果、剰余金が生じたため、26年10月1日現在加入している人に対して、配当金を保険料振替口座に27年6月26日(金)に送金しました。

コース名	配当率
家族年金コース	約43.82%
医療保障コース	約46.96%
学校加入コース	約43.82%

【福祉部 保健課】

特定保健指導利用券の有効期限

平成26年度の「特定保健指導利用券」の有効期限は、27年7月31日となりますので、有効期限までに、指定実施機関にて「初回面接」を受けてください。

【福祉部 保健課】

私学共済ホームページにおける「年金情報提供サービス」の休止について

日本年金機構における個人情報流出の報道を受け、私学事業団では、情報セキュリティの再点検のためしばらくの間、「年金情報提供サービス」を休止しております。ご不便をおかけいたしますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

【広報相談センター 相談班】

「レター」7月号等の送付

加入者向広報「レター」7月号等を6月下旬に学校法人等宛てに送付しています。送付部数は、5月末現在の加入者数(後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます)です。不足の場合は、広報班までご連絡ください。

送付状を同封していますので、内容をご確認ください。2箱以上で送付する場合は、1個口目に同封しています。また、宅配便等の伝票に送付物及び送付部数を記載していますので、併せてご確認ください。

なお、本誌6月号でお知らせしたとおり、27年版「事務の手引」は作成しておりませんのでご了承ください。

【広報相談センター 広報班】

7月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 6月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着) 資格 「標準給与基礎届書」提出期限
15日(水)	貸付 8月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り
21日(火)	短期 「高齢受給者基準収入額適用申請書」提出期限 貯金 送金
22日(水)	貸付 送金
24日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申出締め切り
28日(火)	掛金 6月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 7月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(金)	掛金 6月分納期限 貸付 8月24日送金申し込み締め切り

8月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 7月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

「月報私学」ホームページ掲載のご案内

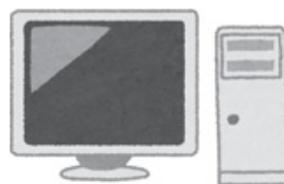
私学事業団では、この刊行物『月報私学』をホームページに掲載しています（PDF形式）。
毎月各学校等へ送付しておりますが、部数に限りがありますので、ぜひホームページもご活用ください。

■ 私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学〕 ■ 毎月1日更新

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03(3230)7809~7811 Eメール kikaku@shigaku.go.jp



助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

学術研究振興基金寄付者芳名

このたび、学術研究振興基金に対し、

【法人】 一般社団法人 日本工業倶楽部 様

【個人】 西野 宏明 様

からご寄付をいただきました。

当基金へのご協力に心から御礼を申し上げます。

当基金は、私立大学等の学術研究に助成を行うことを目的として設立されたもので、私学事業団が広く一般から受け入れた寄付金を基金として運用し、その運用益を「学術研究振興資金」として、優れた学術研究に対し交付しています。

昭和50年度に当基金が創設されて以来、皆様から格別のご理解とご支援を賜り、おかげさまで、平成27年5月末現在の基金保有額は54億954万円、資金交付累計額は75億708万円となりました。

本事業団では、当基金をさらに充実させ、私立学校の発展に貢献して参りたいと考えております。今後とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316・7319

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では大学・短期大学法人の規程集、自己点検・評価報告書、学校案内など、私立学校にかかる資料を学校法人のご協力のもと収集し、本事業団の経営相談業務に活用させていただいております。

また、学校法人の業務改善を目的として、各学校法人の相互利用の観点から、学校法人関係者を対象に閲覧に供しています。制度等の見直し・検討等の際にご活用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846・7847

Eメール center@shigaku.go.jp

会計処理のご質問・ご相談等を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問、ご相談を承っています。ぜひご利用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7839・7846・7847

Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

新登場

京おばんざい会席 宿泊プラン



「京おばんざい会席」夕食（イメージ）

京都ならではの日常なおかずが10品入った「京おばんざい会席」をお楽しみください。

取扱期間：通年（年末年始を除きます）

1泊2食（1名様）

2名1室 **12,280円** 3名1室 **11,850円**

◆他に京会席、洋食コースの夕食もご用意しております。

◆閑散期（9月、12月など）は上記料金よりさらにお得な料金をご用意しております。



サマーファミリーバイキング

取扱期間：7/24～8/23の金・土・日曜

（8/7～8/16は毎日開催）

1泊2食（1名様）2名1室 **11,800円**

（小学生のお子様は**9,800円**）



貴船川床夕涼み

取扱期間：～9/27（日）まで

貴船まで送迎付き！

1泊2食（1名様）2名1室 **17,000円**

◆9月は上記料金よりさらにお得な料金です。

◎特定日などご利用いただけない日がございます。また、上記料金の2名様部屋はスタンダードツインですが、お部屋タイプにより料金が異なります。詳しくはフロントまでお問い合わせください。

◎上記全プラン、朝食はレストランにて、和洋お選びいただくセットメニューでご用意しております。

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
 **京都カーテンパレス**

〒602-0912 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605
 ☎075(411)0111(代表) (地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車、徒歩8分)
<http://www.hotelgp-kyoto.com/>

融資事業のご案内

対象となる主な施設や事業と融資金利は次のとおりです。

■ 融資金利表（平成27年7月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年% 1.1	年% 0.6	年% 0.5
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.2	0.7	—
【教育環境整備費】 校教具（幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象）、通園バス、大型設備・情報技術整備等の購入	—	0.6	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.4

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含まれます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・
 固定金利・元金据置(最大2年間)・
 元金均等償還です。

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp